

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
排水工（濁水処理を含む）関係	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり <input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 項目及び基準値（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 工法区分（ ）, 材料種類（ ）, 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ）, 注入量（ ）, その他（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ）, 材料関係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン <input checked="" type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシュラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置 <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 （認定製品の品名：設計書による） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： ） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発成品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input checked="" type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> その他（部分使用の為、中間検査を実施する場合があります。）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 時期（平成 ）年 月 日 その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 運搬方法 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者で運搬 <input type="checkbox"/> 請負者以外で運搬 <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 引渡場所 <input checked="" type="checkbox"/> 別途函等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 数量（ 4500m3 ） 運搬距離（L= 3 km） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改訂を行った内容も含む） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 編）を適用）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約書に提案内容を記載し、監督・検査により履行を確認する。提案内容が不履行の場合は、工事完成日が属する年度次年度の6月1日から1箇年、総合評価落札方式における評価点から20点を減じる。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事写真 <input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 工事完成図書（試行）	<input checked="" type="checkbox"/> 工事写真は電子納品とする。電子媒体の提出部数は、 <input type="checkbox"/> 2部 <input checked="" type="checkbox"/> (1)部とする。 <input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りでない。電子媒体の提出部数は、 <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> (1)部とする。 <input type="checkbox"/> 電子納品の取扱いは「三重県CALS電子納品運用マニュアル(案)」によるものとする。なお、「試行」とは、正式な成果物は紙納品し、並行して電子納品を試行的に実施するものである。
産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/>	本工事は産業廃棄物相当分が計上されないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/>	三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/>	三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
県内企業優先使用	<input checked="" type="checkbox"/>	本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
不当介入を受けた	<input checked="" type="checkbox"/> 県内企業優先使用 <input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴行団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第10号）を受けた場合の措置について (1)受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約した場合は、工事実態調査に協力すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事のみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書（以下「公共共仕」という）によらなければならない。
 - 2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。
2. 設計図書の照査
 3. 施工計画書
 - 3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。
 - (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
 - (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
 - (3) 施工計画書は契約後14日以内に監督員に提出しなければならない。
 - 3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
 - 3-3 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。
 - 3-4 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。
4. 工程表
 - 4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。
 - 4-2 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。
 - 4-3 週間工程表を提出すること（監督員の指示による）。

5. 排水処理

5-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受注者の責任において講じなければならぬ。

5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をする。

6. 現場管理一般

6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めずともなく、請負者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輛の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講ずること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。
- (3) 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。

6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労働者を常駐させなければならない。

7. 損害補償

7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。

7-2 工事の影響により損害が発生すると思われる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。

7-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。

8. 竣工時の提出書類

8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

8-2 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。

9. 検査

9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。

9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

10. 環境対策

10-1 各種受注作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。

10-2 公共土木工事などの受注作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。

10-3 バックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のものを使用すること。

10-4 環境汚染につながらる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。

10-5 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。

10-6 汎用性の高い製品(県型側溝・歩車道境界ブロック等)は、リサイクル製品(三重県の認定品に限る)を使用すること。

10-7 廃棄物については、分別ボックスや場所を設けるなどして適切に分別・整理し、適切に処理すること。

11. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理

- 11-1 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。
- 11-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。
- 11-3 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめるうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- 11-4 受注者は、濁水の処分に關し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。
- 11-5 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

12. その他

- 12-1 他工事との調整は監督員及び関係施工者と協議のうえ、工程調整を行うこと。
- 12-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。
- 12-3 受注者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。
- 12-4 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、毎月25日までに監督員に提出しなければならない。
- 12-5「亀山市公共建築物等木材利用方針(平成23年4月1日)」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 12-6 地域のゴミ集積所の位置を確認し、収集作業に配慮すること。
- 12-7 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。

- 12-8 1日の作業時間が午後5時を越えたと予想される場合は、午後4時までに監督員にその旨を連絡すること。また、作業が終了次第、監督員に作業終了確認の連絡をすること。
- 12-9 農地を一時的に作業ヤード、現場事務所、資材置場、又は仮駐車場として利用する場合は、農地の一時転用など適切な対応を行うこと。
- 12-10 As₂O₃ 塊、土砂等の処理に伴う運搬業務について、下請が行う場合、部分下請負通知書に記載すること。
- 12-11 工事中は散水等により防塵対策を十分に行いながら施工をおこなうこと。
- 12-12 残土については、土質試験をおこない、流用土として再利用できるか判定すること。
- 12-13 路床盛土または路体盛土材の材料は一部購入土の使用を想定しているが、現在他機関と公共工事間の残土流用に関する調整を進めており、購入土の全て又は一部を変更する場合がある。
- 12-14 購入土以外の盛土材料については、下記指定土場の土を使用すること。また、使用に先立ち請負者の負担にて次の土質試験を行い、その結果を、速やかに監督員へ報告しなければならない。
指定土場： 亀山市関町会下 1079-13・1079-12(亀山市所有地)別途数量計算書の図面参照
土質試験：①締固めたコーン指数 ②地盤材料の工学的分類 ③土の含水比 ④土の粒度 ⑤土の液性限界・塑性限界
- 12-15 本工事においては、一時的に暫定排水になることから、排水対策には十分な配慮をおこなうこと。
- 12-16 有効利用できる伐採木については、木材資源の再利用・再生活動に積極的に取り組み、自然環境に配慮をすること。
- 12-17 市道野尻線は、終日車両通行止めとする。
また、当該工事付近には企業(菱電三重製作所)への搬入路があるため、施工時は、菱電搬入車両に支障のないよう打合せし、工程の調整・連絡を密に行なうこと。
- 12-18 交通誘導警備員は、全ての工事稼働日について配置を行うこと(休工日は除く)。
※配置人員数 1名(交通誘導員 A)
なお、配置する交通誘導警備員は作業時、現場出入り口に配置し、通行車の安全確保を行なうこと。作業時間外は、保安施設を堅固に設置し、夜間対応用に点滅灯の設置等を行ない、事故・災害発生防止に万全を期すること。

12-19 請負者は、契約後、野村布気線関連工事請負者及び発注者が組織する「野村布気線安全協議会」へ速やかに加盟し安全管理に務めること。

12-20 他工事との工程調整および安全管理は、災害防止協議会等(野村布気線安全協議会)を1回/月以上設置し、監督員及び関係施行者と協議のうえ行うこと。

【他工事】・野村布気線排水路整備工事:H29.3月～H29.9月末予定(現在施工中)

・野村布気線道路改良工事(その1):H29.8月～H30.3月初旬予定

・野村布気線排水路整備工事:H29.8月～H30.3月末予定

なお、交通誘導警備員の配置は、上記災害防止協議会等にて調整を行ったうえで、監督員と協議を行い決定する。
また、当該管理項目については変更協議の対象とする。

12-21 本施工箇所は、文化財保護法で規定された周知の遺跡であり、保護の対象となる地域であることから、施工順序を考慮すること。

◎伐採⇒埋蔵文化財の調査(別途工事)⇒本体工事

12-22 設計図書の変更(共仕第1編1-1-17)において、設計図書の訂正又は変更は発注者が自ら行うものと規定されているが、設計変更の一層の円滑化を図る観点から下記のとおり当該工事にて試行的に運用を行う。

(1) 受注者による設計図書の変更対応について

1) 請負者は工事の施工に際し、契約書第18条に基づき工事の施工条件が設計図書と不整合が生じた場合(現地不一致、沿道地域からの変更要望等)は監督員に必要資料を添えて確認を求めめるものであるが、その対応策等について監督員は受注者に検討することを協議・指示できるものとする。また、上記以外の事項についても受注者にて検討することを協議できるものとする。なお、請負者が上記検討を実施する場合の費用については、契約変更の対象とする。

2) 契約書第19条に基づき発注者が設計図書を変更する場合、設計図書作成に必要な資料(図面・数量計算書等)の作成について監督員は受注者に作成を協議・指示できるものとする。なお、受注者が上記資料を作成する場合の費用について、契約変更の対象とする。

(2) 上記(1)に伴い、当該工事においては次のとおり費用を計上するものとする。

図面等の種類	単位	数量		
		係数(a)	係数(b)	係数(c)
平面図	枚			
縦断図	枚			
平面及び縦断図	枚			
横断図	枚			
標準横断図	枚			
一般構造物図	枚			
小構造物図	枚			
各種工法図・展開図	枚			
数量計算書	枚			
設計計算書	枚			

用語の定義は次のとおりとする。

係数(a)・・・修正程度小(50%程度未満)のもの

係数(b)・・・修正程度大(50%程度以上)のもの

係数(c)・・・新規図面とする場合

なお図面タイトル、誤字修正、変更にて削除する図面、その他微少修正は費用の対象とはしない。

また、本来見え消し修正可能なものを新規図面とする場合、係数(c)は適用せず、係数(a)又は(b)を適用するものとする。

(3) 作成した資料(図面・数量計算書等)は電子データにて監督員に提出するものとする。

(4) 試行的に運用を行うため、当市の行う調査(アンケート等)について、協力を行うこと。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (取壊し工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法12条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当室長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地